

議案第50号

加西市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する
条例

加西市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年加西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（適用範囲）

第 15 条 この条例の規定は、公の施設について指定管理者制度の円滑な導入及び指定管理者による施設の適切な管理に資するため、あらかじめ指定管理者の候補者を選定する準備行為が必要な場合として規則で定めるときは、設置を予定している公の施設及び既存の公の施設で指定管理者による施設の管理を予定しているものについても、適用する。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(審議資料)

令和4年春完成予定の加西市地域活性化拠点施設において、施設完成前に指定管理候補者を選定し、設計又は施工の段階からその意見を反映させるため、指定管理者の指定手続等における準備行為を定めることについて、所要の改正を行うもの。